

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るため、経営の透明性や公正性を確保し、迅速な意思決定と機動的・効率的な経営を実現するとともに、株主・投資家の皆様をはじめ、お取引先・地域社会等の全てのステークホルダーからの信頼をより一層高め、社会的責任を果たすことが重要な経営課題の一つとして位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
久保田 純子	964,380	17.07
センコン物流株式会社	914,406	16.18
株式会社日立物流	500,000	8.85
花澤 隆太	444,100	7.86
ニッコンホールディングス株式会社	422,000	7.47
株式会社プロフィットイノベーション	200,000	3.54
株式会社七十七銀行	148,000	2.62
有限会社ハナザワ・コーサン	123,000	2.18
三井住友海上火災保険株式会社	70,000	1.24
株式会社アグレックス	68,000	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	陸運業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小柏 薫	税理士											
佐藤 裕一	弁護士											
秋元 雅宏	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

小柏 薫				小柏 薫氏は、上記「役員の属性」a~のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。同氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、平成17年6月から当社の社外監査役を務め、当社の事業内容にも精通しておりますため、当社監査等委員である取締役(社外取締役)として選任しており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行について、適法性及び妥当性の監督・監視を客観的な視点から行うことが出来るものと判断し、独立役員に指定しました。
佐藤 裕一			佐藤裕一氏は、弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所に所属しており、当社と同事務所との間に顧問契約による取引関係がありますが、その顧問料は少額であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	佐藤裕一氏は、当社と取引関係のある法律事務所に所属しておりますが、左記「適合項目に関する補足説明」に記載のとおり、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。同氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有し、企業法務弁護士としての豊富な経験から独立性をもった経営の監視と法的助言を期待し、当社監査等委員である取締役(社外取締役)として選任しており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行について、適法性及び妥当性の監督・監視を客観的な視点から行うことが出来るものと判断し、独立役員に指定しました。
秋元 雅宏			秋元雅宏氏は、平成24年4月から平成26年6月まで当社の取引先である寺田倉庫(株)の取締役常務執行役員でありましたが、取引の規模及び性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	秋元雅宏氏は、当社の取引先出身者ですが、左記「適合項目に関する補足説明」に記載のとおり、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。同氏は、商社海外駐在員や企業経営者としての抱負な経験及び幅広い知見を有し、経営全般の監視と有効な助言を期待し、当社監査等委員である取締役(社外取締役)として選任しており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行について、適法性及び妥当性の監督・監視を客観的な視点から行うことが出来るものと判断し、独立役員に指定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし				

現在の体制を採用している理由 更新

当社は、監査等委員会の要望に応じて、監査等委員会の補助業務を行うための使用人の配置及び異動等を行うこととしております。その人事に関しては、監査等委員会の同意のもと、取締役会にて協議のうえ決定し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(監査等委員会と会計監査人の連携状況)

監査等委員会は、会計監査人の監査計画書、経過報告及び監査報告書等を受領し、その内容について説明を受け、意見及び情報交換を行い、必要に応じて監査現場へ立ち会うなど、監査等委員会と会計監査人の連携を図ることとしております。

(監査等委員会と内部監査部門の連携状況)

監査等委員会は、内部監査部門等からその監査結果について報告を受け、必要に応じて内部監査部門に調査を求め、または具体的指示を出すなど、内部監査部門と日常的かつ機動的な連携を図るための体制を整備することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、企業価値の向上を図ることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成29年3月期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。

取締役 4名 94,986千円

監査役 3名 11,700千円

(注)

1. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与を含む)5,350千円を支給しております。

2. 当事業年度において費用計上した役員退職慰労引当金繰入額10,866千円(取締役9,966千円、監査役900千円)を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

更新

現在、社外取締役を補佐する担当セクションは設けておりませんが、取締役会の開催にあたり決議事項を記した招集通知を送付し、必要に応じてまたは要望がある場合は、事前に資料の配布や説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社のガバナンス機構に関する体制は、次のとおりであります。

1. 取締役会

取締役会は、現在7名(うち、監査等委員である社外取締役3名)で構成されており、経営に関する重要事項の最高意思決定機関および業務執行の監視・監督を行う機関として位置付けられ、毎月1回の定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、グループ全般に係る経営戦

略、事業案件等の意思決定および報告を行っております。

2. 常務会

常務会は、代表取締役を中心とした取締役および常務執行役員で構成され、経営に関する重要事項、懸案事項、課題事項等を協議決定しております。

3. 執行役員会

当社は、業務の効率化および意思決定の迅速化等を図る目的で、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で取締役および使用人の中から選任され、取締役会ならびに代表取締役から業務執行権限の授権を受け、担当部門の最高責任者として、担当業務の戦略立案および業務執行を行っております。また、必要に応じて執行役員会を開催し、取締役会や常務会で決定された事項ならびに代表取締役より指示を受けた事項について、協議調整を行うほか事業計画、予算、重要な組織改廃等の協議を行い、取締役会または常務会に具申しております。

4. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員3名(社外取締役3名、全員を独立役員に指定)で構成され、毎月1回定期的に監査等委員会を開催しております。また、監査等委員は取締役会のほか重要な会議に出席し、経営の意思決定機関の監視を行うとともに、監査等委員会で決定した監査方針および監査計画等に基づき、内部監査人および会計監査人と連携を図りながら監査を実施しております。

5. 内部監査

内部監査は、内部監査室を設置し、年間内部監査計画に基づき、営業部門・管理部門・連結子会社を対象とした内部監査を実施しております。また、監査結果は代表取締役を始め取締役会や監査等委員会に提出・報告され、必要に応じて関係部門に対し改善提案を行っております。

6. 会計監査人

会計監査は、会社法および金融商品取引法に基づく監査についての契約を清和監査法人と締結しており、監査に必要な書類はすべて提供し、常に適正な監査が行われるよう環境整備を図っております。なお、平成29年3月期に監査業務を執行した公認会計士および監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

- ・指定社員 業務執行社員 戸谷英之
- ・指定社員 業務執行社員 市川裕之
- ・公認会計士 6名
- ・公認会計士試験合格者 1名
- ・その他 4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成29年6月29日開催の第58回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役3名(社外取締役3名、全員を独立役員に指定)を選任しております。

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第58回定時株主総会開催日 平成29年6月29日、招集通知発送日 平成29年6月13日

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:代表取締役社長 久保田賢二 IR事務連絡責任者:常務取締役管理本部長兼内部監査室長 柴崎敏明	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規程、行動基準細則を制定し、社会から信頼される企業づくりに努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「グリーン経営認証」を全国8拠点で取得し、環境保全活動を展開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(内部統制システムの整備に関する基本方針)

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役を含む役員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を執行するため、「企業倫理規程」を定める。また、その周知徹底を図るため、法務部門の強化を行い、コンプライアンス体制の整備と充実に努め、代表取締役社長を委員長とした各部門の本部長等を構成員とする「リスク管理委員会」を最低年1回開催し、倫理規程の見直しその他、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための方策について見直しや対応を検討する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定及び職務の執行、取締役への報告等に関する重要な情報については、社内規程に従うほか、法令に準拠した適切な保管・管理を行う。また、取締役は、常時、これを閲覧できるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の財務、法務、環境、情報セキュリティ、災害等に関するリスクについては、それぞれの担当部署にて、社内規程・業務マニュアル等を作成・配布し、必要に応じて研修の実施を行うものとする。また、リスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合、速やかに対応責任者となる担当取締役を定め、損失の危機に迅速に対応する体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会を毎月1回開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項について審議、決定するとともに、取締役の職務執行の状況について監督する。

(2) 経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、事前に常務会や経営会議を活用し、十分な議論を重ねて執行決定を行うものとする。

(3) 「組織規程」「職務権限規程」及び「業務分掌規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社の事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、この規程に従い所管部署が適正に管理し、内部監査室が「内部監査規程」に基づき、子会社の監査を行う。

(2) 子会社については、経営の自主性を尊重しつつ、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社の取締役会に報告し、重要な案件については、事前協議を行い当社の承認を要する体制とする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会は、必要に応じて監査等委員の業務補助のため補助者を置くこととし、その人事については監査等委員会の同意のもと、取締役会が決定し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

(2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は、必要な支援を行う。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書や業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)または使用人にその説明を求めるとする。

(2) 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、使用人等は、次のような当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項が発生またはその恐れがある場合は、速やかに監査等委員会に報告する。

・財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項

・重大な法令・定款違反

・その他コンプライアンス上重大な事項

(3) 監査等委員会に対して前号の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取り扱いを受けないものとする。

8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合の除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会のほか、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役社長及び会計監査人並びに内部監査人と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の監査の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、企業倫理規程および行動基準細則に「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、経済的な利益は供与しない」と定め、全社的に取り組んでいる。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

・具体的な対応に関してはマニュアル等を整備し、対応手順を明確にしている。

・万が一問題が生じた場合、対応総括部署である総務部が顧問弁護士や所轄警察署等の専門家に相談の上、適切に対処するようにしている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社における会社情報の適時開示に関する情報は、連結子会社を含め情報管理責任者に情報が集約され、その後、関係部門との協議を経て代表取締役社長に報告、最終的には取締役会での決議または承認後、情報開示担当役員を通じて情報開示を行っております。

2. 緊急時の社内体制

発生事実等に関し、緊急を要する情報については、情報開示担当役員を中心に関係者において対応を協議し代表取締役社長に報告承認のうえ、速やかに情報開示を行い、事後取締役会に報告しております。

